

裁判例から考える薬剤師の役割－1 治療目的と異なる薬剤使用と薬剤師
○住谷 弥奈¹, 飯野 朗子¹, 土田 裕子¹, 針ヶ谷 望¹, 平賀 秀明¹, 秋本 義雄¹
(¹東邦大薬)

【はじめに】使用する薬剤の効果効能や副作用が本来の治療目的と相反する可能性がある場合、薬剤師は処方医及び患者に対してどのように対応すべきなのか。妊娠を希望する女性に催奇形性が指摘される薬剤が投与された結果、中絶せざるを得なかったとする裁判例を基に考える。

【事件の概要】不妊治療中の女性がカンジダ症の治療を受けるに際し、初診時に避妊していることを医師Aに伝えた。Aは排卵促進剤とともにカンジダ症の治療薬として催奇形性のあるイトリゾールを処方した。患者はカンジダ症の治療中に妊娠し他院を受診した際に、医師Bからイトリゾールが催奇形性のある薬剤であることを知らされ、人工妊娠中絶を余儀なくされた。

患者は、Aに対して損害賠償を求めた。

裁判所はAに薬剤の副作用について説明義務違反があったとして、Aに約310万円の支払いを命じた。(判例タイムズ1111号163ページ)

【得られた教訓】本質的な治療の目的を達成するためにその目的とは矛盾する作用や副作用を有する薬剤を用いる場合は、患者にその危険性(副作用)についても詳細に知らせる必要がある。

【薬剤師への当てはめ】医師の処方せんに副作用を含め本質的な治療の目的と相反する薬剤が存在する場合、薬剤師はまずは医師に処方意図を確認する必要がある。医師の方針に納得した場合はその薬剤を使用する患者への情報提供が重要となると考える。一方、医師の方針に納得できない場合には、異種同効薬などの代替案など薬剤変更を提案することとなる。さらに、患者に医師とよく相談してもらうなどを提案することも必要となるであろう。